

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第111回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和3年3月15日（月）14時01分～14時11分

Web審議による開催

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

川濱 昇（部会長）、三友 仁志（部会長代理）、大谷 和子、
佐藤 治正、藤井 威生、森 亮二、山下 東子

（以上7名）

（2）総務省

吉田総合通信基盤局総務課長、
川野料金サービス課長、大内料金サービス課企画官、
仲田料金サービス課課長補佐、

（3）審議会事務局

福田情報流通行政局総務課課長補佐

第3 議題

答申事項

電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者の指
定について【諮問第3134号】

開 会

○川濱部会長　それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第111回）を開催いたします。

本日はウェブ審議を開催しており、委員7名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

ウェブ審議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにして、名乗ってから御発言をお願いいたします。

また、傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

それでは、お手元の議事に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は、答申事項1件ございます。

議 題

（1）答申事項

電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定について
【諮問第3134号】

○川濱部会長　諮問第3134号、電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定について審議いたします。

本件は本年1月22日開催の当部会において総務大臣から諮問を受け、当部会において審議を行い、1月23日から2月22日までの間、意見招請を実施しました。

それでは、総務省から説明をお願いいたします。

○仲田料金サービス課課長補佐　総務省でございます。資料111-1を御覧ください。1ページおめくりください。

通し番号の1ページを御覧ください。答申書案をお示ししております。記以下にございますとおり、1について、告示案については諮問のとおり制定することが適当と認められるという形でお示しをしております。告示案自体は通し番号の12ページから14ページにございますので、御覧いただければと思います。

2にごございますとおり、意見募集で提出された御意見及び審議会の考え方をまとめておりますので御説明いたします。

通し番号の2ページを御覧ください。意見募集の結果についてでございます。先ほど御案内ございましたとおり、本年1月23日から2月22日まで意見募集を実施しております、計5件の意見が提出されておりますので、御説明いたします。

通し番号の3ページを御覧ください。まず、楽天モバイルからの御意見でございますけれども、電気通信事業法第27条の3等の適用を受ける特定関係法人について、その要件の一つである「政令で定める特殊の関係」に対し、「子会社等以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない」と定められているものについて、当該範囲は総務省にて予め御判断される認識でおりますという御意見いただいております。

こちらについての考え方でございますが、この範囲については予め総務省が定めているものではなく、個別の事例に則して総務省が該当性を判断するものでございますので、その旨記載しております。これに伴う告示案の修正はございません。

続きまして、個人Aの方からの御意見でございます、MNOの特定関係法人としてジェイコム地域会社11社を加えることについての賛同の御意見でございます。この理由として、不当な勧誘などを行う場合には、電気通信事業法第27条の3の規定の適用を適応する警告にもなると思われまますということで御意見をいただいております。

これについての考え方でございますが、賛同の御意見として承ります。なお書きでございますけれども、こちらの指定につきましては、電気通信事業者、その特定関係法人及びMVNOのうち、利用者数の割合が0.7%を超えるものが指定されるものであり、不当な勧誘の有無等に基づき指定されるものではないと承知していますと考え方をまとめております。これに伴う告示案の修正もございません。

ページをおめぐりいただきまして、通し番号の4ページを御覧ください。こちら個人Aの御意見でございますけれども、電気通信事業法第27条の3等の通信契約の解除を行うことを不当に妨げる行為に、他社の契約に変更すると光回線は住居に穴開けをしないといけなくなるという事実でない説明をすることを加えるべきであるという御意見をいただいております。

こちらの御意見については、参考として承りますとさせていただきますのと、

虚偽説明（不実告知）については、電気通信事業法第27条の2第1号において、電気通信事業者に対する禁止行為と定められているものと承知していますとまとめております。これに伴う修正もございません。

続きまして、個人Bの御意見でございますけれども、電気通信事業法第27条の3の指定事業者のうち、MVNOの指定基準である0.7%の基準について、こちらは現在100万契約を基準としていることでございますけれども、こちらについて、1,000万契約とすべきという御意見でございます。

こちらにつきましても、御意見については参考として承りますとまとめておりますのと、0.7%とする規定の整備については、令和元年8月23日付け情報通信行政・郵政行政審議会の答申を受けて制定されたものであること、また、こちらの割合につきましては、現在のモバイル市場における競争の状況などを踏まえて定めているものであり、総務省がそれらの状況などに変化がある場合に必要に応じて見直しを検討していくこととしているものと考えますとさせていただきます。これに伴う修正もございません。

次に個人Cの御意見でございますが、このルール自体、値下げを促すとは考えにくい。また、SIMと電話機販売をセットにしてしまっている現状を変えないと、競争が働かないという御意見をいただいております。

こちらにつきましては、令和元年10月に施行されました改正電気通信事業法により、通信料金と端末代金の完全分離や行き過ぎた囲い込みの禁止等の措置がなされるなど、総務省においてはモバイル市場の公正な競争環境の整備に向けて取り組んでいるものと承知していますとまとめております。これに伴う変更もございません。

最後、ページをおめくりいただきまして、通し番号の5ページを御覧ください。個人Dの御意見でございますが、ジェイコムについて、KDDIの配下にあり、割引行為を行っていることもあり、おおむね妥当という御意見をいただいております。

こちらについては賛同の御意見として承りますという旨、また、この基準については割引行為の有無等に基づき指定されるものではないと承知していますとまとめております。これに伴う告示案の変更もございません。

最後に改めまして、今回の告示案の内容を説明させていただきます。通し番号の9ページ、パワーポイント資料の右肩3ページを御覧ください。

今回の答申案でございますけれども、諮問時から変更はございません。この告示案の

内容でございますが、現行の告示案からKDD Iの特定関係法人であるジェイコム地域会社11社及び京セラコミュニケーションシステムの計12社。また、NTTドコモの特定関係法人であるNTTBPを新たに指定するものでございまして、今回の告示では計37社を指定するものになります。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○川濱部会長　　ありがとうございました。

ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。

皆様いかがでしょうか。御意見、御質問ございませんでしょうか。

御意見、御質問等ございませんようでしたら、諮問第3134号につきましてはお手元の諮問書のとおり答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○川濱部会長　　それでは、諮問書のとおり答申することといたします。

○川濱部会長　　以上で本日の審議は終了いたしました。

委員の皆様から何かございますでしょうか。

では、事務局から何かございますでしょうか。

○福田情報流通行政局総務課課長補佐　　次回の電気通信事業部会は別途御連絡を差し上げますので、皆様方、よろしくお願いいたします。

○川濱部会長　　それでは、以上で本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

閉　　会